

雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書 (事業主控) (育児・介護)
 所定労働時間短縮開始時賃金証明書

① 被保険者番号	-	③ フリガナ	④ 休業等を開始した日の年 月 日
② 事業所番号	-	休業等を開始した者の氏名	2023年 6月 6日 平成
⑤ 名称		⑥ 休業等を開始した者の住所又は居所	〒 ()
事業所所在地		電話番号 ()	
住所			
事業主氏名			

休業等を開始した日以前の賃金支払状況等

⑦ 休業等を開始した日の前日に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間	⑧ ⑦の間の支基礎数	⑨ 賃金支払対象期間	⑩ ⑨の基礎日数	⑪ 賃 金 額			⑫ 備 考
				⑪のA	⑪のB	計	
休業等を開始した日 6月6日							
5月6日～休業等を開始した日の前日	0日	6月1日～休業等を開始した日の前日	0日	(未計算)	0		
4月6日～5月5日	0日	5月1日～5月31日	0日		0		
3月6日～4月5日	0日	4月1日～4月30日	0日		0		
2月6日～3月5日	22日	3月1日～3月31日	0日		0		
1月6日～2月5日	31日	2月1日～2月28日	27日		309,334		*2/28～産前休業開始 2月給与(1日分減額)
2022年12月6日～1月5日	31日	1月1日～1月31日	31日		320,000		
11月6日～2022年12月5日	30日	2022年12月1日～12月31日	31日		320,000		
10月6日～11月5日	31日	11月1日～11月30日	30日		320,000		
9月6日～10月5日	30日	10月1日～10月31日	31日		320,000		
8月6日～9月5日	31日	9月1日～9月30日	30日		320,000		
7月6日～8月5日	31日	8月1日～8月31日	31日		320,000		
6月6日～7月5日	30日	月 日～ 月 日	日				
5月6日～6月5日	31日	月 日～ 月 日	日				
4月6日～5月5日	30日	月 日～ 月 日	日				
3月6日～4月5日	31日	月 日～ 月 日	日				
2月6日～3月5日	28日	月 日～ 月 日	日				

*完全月か6ヵ月計

*原則11日以上超過月か
2ヵ月計

*4/1入社のため2ヵ月前職の賃金証明書添付

⑬ 賃金に関する特記事項	・基準内賃金：未締め当月15日払い ・基準外賃金：未締め翌月15日払い	休業開始時賃金月額証明書 受理 所定労働時間短縮開始時賃金証明書 平成 年 月 日 (受理番号 号)
--------------	--	---

⑭ (休業開始時における)雇用期間 イ 定めなし ロ 定めあり → 平成 年 月 日まで (休業開始日を含めて 年 ヵ月)

※公共職業安定所記載欄

注意
 1 事業主は、公共職業安定所からこの休業開始時賃金月額証明書又は所定労働時間短縮開始時賃金証明書(事業主控)(以下「休業開始時賃金月額証明書等」という。)の返付を受けたときは、これを4年間保管し、関係職員からの要求があったときは提示すること。
 2 休業開始時賃金月額証明書等の記載方法については、別紙「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書等についての注意」を参照すること。
 3 「休業等を開始した日」とあるのは、当該被保険者が育児休業又は介護休業を開始した日及び当該被保険者が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため若しくは要介護状態にある対象家族を介護するための休業又は当該被保険者が就業しつつその子を養育すること若しくはその要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための所定労働時間短縮措置の適用を開始した日のことである。
 なお、被保険者が労働基準法の規定による産前・産後休業に引き続いて、育児休業又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休業を取得する場合は出産日から起算して58日目に当たる日が、又は当該被保険者が就業しつつその子を養育することを容易にするための所定労働時間短縮措置を適用する場合は当該適用日が、「休業等を開始した日」となる。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電話番号
		⑮	